



誰もが、誰かの、
たからもの。

令和8年度「差別をなくす強調月間」について

1 趣旨

一人ひとりの人権が尊重される、差別や偏見のない社会の実現のためには、人権問題を自分自身の問題として捉え、私たちが人権が尊重される社会を築き上げる担い手であることを認識し、その実現に主体的に取り組むことが必要です。

島根県では、県民一人ひとりの人権尊重の意識を高め、人権問題に対する理解と認識を深めるために、下記期間を「差別をなくす強調月間」とし、啓発活動を行っています。



2 期間

7月12日から8月11日まで

※「同和対策審議会答申」が昭和40年8月11日に出されたことにちなんで設定

3 事業内容

【啓発展示】

〔会場・期間〕

- ① 島根県立大学浜田キャンパス学生会館
6月25日（木）～7月17日（金）
- ② 島根県立図書館
7月 3日（金）～8月 5日（水）
- ③ ゆめタウン益田 2階
7月 8日（水）～8月11日（火）
- ④ 出雲市立出雲中央図書館
7月10日（金）～7月22日（水）
- ⑤ 浜田合同庁舎 1階ロビー
7月10日（金）～8月21日（金）
- ⑥ 島根県庁 県民室
7月28日（火）～8月 4日（火）

⑦ ゆめタウン浜田 3階

8月 4日（火）～8月17日（月）

〔内容〕

令和7年度人権啓発ポスターコンクール入賞作品、啓発パネル等の展示など

【広報】

〔横断幕〕

期間：7月10日（金）から8月11日（火）まで

場所：旧一畑百貨店歩道橋

〔懸垂幕〕

期間：7月11日（土）から8月11日（火）まで

場所：浜田合同庁舎 庁舎壁面

島根創生計画(第2期)

VI心豊かな社会をつくる
3 人権の尊重と相互理解の促進
(1)人権施策の推進 (P.82)

【県 HP】

(島根創生を進めるための新規・拡充施策(令和8年度版))

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/yosan/yosanr8/r8gaiyou.data/sinkikakujur8.pdf>

(島根創生計画[第2期])

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/souseikeikaku2nd.pdf>

